

# 社協 だより

第257号

発行:社会福祉法人 知立市社会福祉協議会  
TEL (0566) 82-8833(代) FAX (0566) 83-4070

## 福祉車両の貸出

車いす使用の障がいのある方や高齢者並びにその家族等に対し、貸出を行うことで日常生活の利便を図ることを目的としています。車いすごと乗ることができ、リフトやスロープで簡単に乗り降りができます。

### 【対象者】

- ①市内に住所を有する車いす使用者
- ②市内の福祉団体及び福祉施設

### 【利用について】

- ①利用日数は原則4日以内です。
- ②運転手は1年以上の運転経験が必要です。
- ③利用料として走行距離20km以内の場合は200円、これ以降は10km毎に100円を加算した額をご負担ください。
- ④利用日の3か月前から2週間前までにご予約ください。

## 車いすの貸出

病気や怪我、入院中の一時帰宅等で一時的に車いすが必要になった時のために、車いすを貸し出しています。

### 【対象者】

- ①高齢、障がい、傷病等により歩行が困難な者
- ②学校、福祉施設及び地域等の諸行事で必要とする者  
※介護保険等、他の制度で利用を受けることができる場合は、制度の利用が優先となります。

### 【利用について】

- ①貸与期間は原則1か月以内です。  
6か月を超えない範囲で更新が可能です。
- ②使用料は無料です。

ちょっとした外出や、短期の旅行にも使わせてもらったよ。



## 福祉用具のリサイクル

(介護シューズ)

不要になった福祉用具を引き取り、欲しい方に無料でお譲りしています。取り扱っている物は主に車いすやポータブルトイレ、杖等の福祉用具です。

### 【対象者】

リサイクル品を希望される方や、不要となった福祉用具を譲りたい方

### 【利用について】

- ①修理や配送は行っておりません。
- ②良品の状態の物のみ受付しております。また、受付対応していない物もあります。



(歩行器)

(リクライニング車いす)



(四点杖)

(シャワーチェア)

【申込み・問合せ】希望される方は、社協窓口または、下記の問合せ先までご連絡ください。

知立市社会福祉協議会

電話：0566 (82) 8833 FAX：0566 (83) 4070

Eメール：info@chiryu-shakyo.or.jp

## 困ったときは、知立市社会福祉協議会の各窓口へご相談ください。

「福祉の里ハツ田」の中には、「地域福祉センター」という建物があり、その中に「社会福祉協議会」があります。「社会福祉協議会」では、様々な相談業務を行っており、それぞれ相談内容ごとに窓口となるセンターや事業所を設けております。

相談は、各センターに配置された社会福祉協議会の職員が対応いたします。

相談内容ごとの受付窓口は次のとおりとなりますので、ご利用ください。

### ■各種相談センター

相談内容	窓口名	受付時間
介護保険や高齢者に関する相談	東部地域包括支援センター (82-8855)	8時30分～17時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く FAX (共通) : 83-4070
障がいがある方の相談	障害者相談支援センター (45-7285)	
成年後見制度の相談	成年後見支援センター (45-7325)	
貸付や生活に関する相談	自立相談支援センター (45-7286)	
障がいがある方の講座について	地域活動支援センター (45-7287)	9時～17時※日・祝日・年末年始を除く FAX: 82-3385
ボランティア活動や紹介について	ボランティア・市民活動センター (82-3339)	

### ■介護保険に関する事業所

相談内容	窓口名	受付時間
介護が必要な方のケアプラン等について	居宅介護支援事業所 (45-7316)	8時30分～17時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く FAX (共通) : 83-4070
ヘルパー派遣(高齢者・障がい者)について	訪問介護事業所 (82-8120)	
デイサービスについて	通所介護事業所 (45-7315)	8時30分～17時15分※日・祝日・年末年始を除く FAX (共通) : 83-4070

【代表連絡先】 知立市社会福祉協議会(福祉の里ハツ田にある地域福祉センター内)

電話: 82-8833 FAX (共通): 83-4070

【開所日時】 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

## 総合相談所をご利用ください!

市民相談の一環として地域福祉センターでは各相談を次のとおり開設をしています。相談内容ごとに専門の相談員が対応をさせていただきます。

内容	開催日時	相談員
心配ごと相談	第1・3火曜	午後1～4時 民生委員 人権擁護委員 民生委員及び民生委員経験者 弁護士 保険代理店主
人権相談	第1・3火曜	
結婚相談	毎週火曜	
法律相談(要予約)	第2・4木曜	
交通事故相談(要予約)	第2火曜	

※祝日・年末年始を除く。但し、法律相談のみ、別日に振り替えて実施します。

【予約について】法律相談・・当月の予約を毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から電話または、窓口にて受付  
交通事故相談・・電話または、窓口にて随時受付

ベルマーク・使用済み切手の収集・仕分け日 9月26日(土) 10月24日(土) 10:00～15:00

## お知らせ 社協だよりの発行日とページ数の変更について

毎月16日号として発行してきた「社協だより」ですが、10月よりページ数を2ページに変更し、1日号の発行となります。この変更に伴い、「Quizわくわくふくしランド」を終了させていただくこととなりました。これまでたくさんのおたよりをいただき、ありがとうございました。今後とも社協だよりをよろしく願っています。

第256号のクイズの答えは ①剣道(竹刀です) ②はがき ③肩車 ④スピード ⑤オーストラリア

当選者につきましては、発送をもって発表にかえさせていただきます。

### お詫び

紙面の都合により、クイズをお休みさせていただきます。

